

2025年 3月6日

## 精神障がい者割引制度の導入について ～鉄道路線（常総線、竜ヶ崎線）～

関東鉄道株式会社（本社：茨城県土浦市 代表取締役：登嶋 進）では、2025年4月1日（火）より、鉄道路線における精神障がい者割引制度を導入します。詳細は以下のとおりです。

### 1. 精神障がい者割引制度の導入

#### （1）導入日

2025年4月1日（火）

#### （2）対象者

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さま

#### （3）精神障がい者割引制度の概要

- ①介護者の方と一緒にご利用になる場合、手帳をお持ちの方と介護者の方には同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
- ②割引となる介護者の方は1名です。

対象	対象となる乗車券類	割引率
・第1種障がい者のお客様が 介護者の方とともに乗車 する場合	・普通乗車券（きっぷ・ICカード） ・回数乗車券 ・定期乗車券（小児定期券を除く）	5割
・第2種障がい者のお客様（12 才未満のみ）が介護者の方と ともに乗車する場合	・定期乗車券（小児定期券を除く）	5割

#### （4）その他

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種の記載のあるもの）をお持ちでない場合、割引の乗車券類をお買い求めいただくことができません。また、列車をご利用の際にも必ず精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から提示を求められた場合はご提示ください。

以上